

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月22日から同年8月16日まで

私は、C社に昭和43年4月から平成12年8月まで継続して勤務していたのに厚生年金保険被保険者記録が切れている。申立期間はA社に出向していたが、給料が支給されなかった月は無いので調べて記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された人事カード及び雇用保険の記録から、申立人は、当該事業所からA社に出向し、申立期間においてA社（D店及びE店）に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社（D店）に照会をしたところ、申立人は正社員であり、申立期間当時は勤務先で給与計算し、厚生年金保険料を給与から控除していたと供述している。

さらに、申立人の供述及び申立人に係る戸籍の附票による申立人のF市への住所の異動年月日が昭和47年8月30日となっていることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を、A社（D店）において、給与より控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社（D店）における資格喪失日は昭和47年8月16日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和47年6月の社会保険庁の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

では、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に、申立人の被保険者資格の喪失日は昭和47年7月22日と記載されていることから、事業主が資格喪失日を同日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る47年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年5月1日から同年7月12日まで

私は昭和43年5月1日から44年8月1日までA社に勤務していたが、社会保険事務所に確認したところ申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていることを証明する家計簿を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人はB社において昭和43年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、関連会社であるA社において同年7月12日に資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、商業法人登記簿により申立人は申立期間においてA社の取締役であることが確認できる上、雇用保険の記録からも申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出した申立期間当時の家計簿には、給与の内訳が詳細に記載されており、健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の控除額は、当時の保険料率に基づいて算出された額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、家計簿における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額から5万2,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和43年7月12日に

厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

しかし、当該事業所に係る商業法人登記簿により当該事業所は厚生年金保険法の適用業種の事業所であり、同僚の供述により、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、申立期間当時の同法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において、厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間においてA社B支店に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められることから、同事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額は1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月21日から39年1月1日まで

私は、昭和38年9月21日から45年9月20日までA社B支店に勤務した。私が持っている厚生年金保険被保険者証には資格取得日が38年9月21日と記録されているが、社会保険事務所の記録では39年1月1日が厚生年金保険の資格取得日となっている。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA社B支店における申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票には、申立人の資格取得日が昭和39年1月1日と記録されている。

一方、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、「初めて資格を取得した年月日」欄に「昭和38年9月21日」と記載されている上、県名と社会保険事務所名のスタンプが押されており、申立事業所を管轄する社会保険事務所において作成されたものと確認できる。

また、A社が提出した申立人に係る採用時の辞令及び退職金計算書から、申立人が昭和38年9月21日に申立事業所に入社したことが確認できる。

さらに、A社は、新規採用者については入社日と同日で厚生年金保険の資格取得手続をしていたと回答しているところ、申立事業所において申立人と同日に資格取得した者を除く前後の者の資格取得状況は、入社日と同日又は10日以内に行われている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が申立人の申立事業所における入社年月日を事業主の届出無しに知り得るものではないことから、昭和38年9月21日に被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に

行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所における昭和 39 年 1 月の社会保険事務所の記録から 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成8年8月7日に、資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については20万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月初めから同年11月1日まで

A事業所に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給与明細書の一部を提出するので厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書及び源泉徴収票並びに同僚及び当時の事業主の供述により、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が保管する給与明細書により、申立人の平成8年9月及び同年10月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人が保管するA事業所に係る平成8年分給与所得の源泉徴収票に記載されている支払金額及び社会保険料等の金額から判断すると、申立人は同年8月についても当該事業所から給与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

加えて、申立人と同年度に当該事業所に入社した同僚は、全員入社した月に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格取得日は平成8年8月7日、資格喪失日は同年11月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する給与明細書に

記載されている厚生年金保険料控除額から 20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、当時の資料を保管していないので不明としているが、申立期間の社会保険庁のオンライン記録には、整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 8 年 8 月から同年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から同年4月1日まで

私は申立期間において厚生年金保険に加入していると思っていたが、社会保険事務所に確認したところ加入の事実が無い旨の回答を得た。間違いなくC員として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年2月1日から同年3月31日までA社B支社のC員としてD事業所に勤務し、その間厚生年金保険に加入したとしているが、社会保険事務所の記録では、同年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、申立人から提出のあった履歴証明書によると、申立人が申立期間を含む昭和40年2月1日からA社の職員に任命される前日の同年3月31日まで、A社B支社のC員として、D事業所勤務を命ぜられていたことが確認できる。

また、申立期間当時、申立人と同様にD事業所に勤務していた複数の同僚は、申立人は同事業所でC員として勤務していたと供述している。

さらに、A社の事業の一部を継承したE法人は、「勤務先の異動もなく、採用前提のC員の身分と推認され、申立期間、引き続き厚生年金保険に加入していたものに相違ありません。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和40年2月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、E法人は、申立人は申立期間において厚生年金保険に加入していたと考えられるところ、事業主としても保険料を納付したと推認されると主張するが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岩手厚生年金 事案 502 (事案 198 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和40年9月11日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年9月11日から同年11月1日まで
② 昭和50年4月1日から同年10月28日まで

申立期間①について、私はC社と一緒に働いた同僚を誘って、一緒にA社に入社し、D店で働いた。

申立期間②について、私はA社のE店で、F氏及びG氏と一緒に働いた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立事業所に照会したところ当時の関連資料は既に廃棄されており、申立人には厚生年金保険料の控除に係る具体的な記憶も無く、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立期間①及び②前後の健康保険の整理番号に欠番や乱れも無いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間における同僚を思い出したので、再度調査を行なってほしいとしている。

そこで、申立期間①について、今回の再申立てを踏まえ、前回「申立人とは申立事業所に入社する以前にC社と一緒に勤務しており、申立人と一緒に申立事業所に入社した。」と供述していた同僚を含め、申立期間①において申立事業所で厚生年金保険に加入している同僚に照会したところ、複数の同僚が申立

人は申立期間①においてD店に勤務したと供述しており、申立人と同種同業の者（調理人）及び事務担当者を含む全回答者が「全員が入社と同時に厚生年金保険に加入した。」と供述している。

また、申立人の雇用保険の記録によると、申立人は昭和40年10月1日に申立事業所で雇用保険の資格を取得しているが、申立人と一緒に入社したと供述している同僚を含め、申立人と同日に申立事業所で雇用保険の資格を取得した2名の調理人はいずれも入社した同年9月に申立事業所で厚生年金保険に加入している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人が昭和40年11月1日に申立事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した時の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の書類は無いため確認できないが入社と同時に適正に事務手続を行っていると主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人が挙げた同僚のうち同一人と確認できた1名に照会したものの、申立人を記憶していないため、その同僚が申立事業所のE店において一緒に勤務したと記憶している複数の同僚に照会したが、申立期間②を通じて同食堂に勤務していた同僚はおらず、申立人が申立期間②について勤務していたことを確認することはできなかった。

また、申立人の雇用保険の記録によると、申立期間②における申立人の雇用保険の資格取得は昭和50年10月となっており、同時期に申立事業所に勤務した同僚の雇用保険の記録も厚生年金保険の記録と一致している。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 43 年 9 月 6 日まで

申立期間について脱退手当金を受給しているとのことであつたが、私は脱退手当金を受け取った記憶も無く納得できないので、この期間の記録を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年7か月後の昭和46年4月1日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和44年1月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

岩手国民年金 事案 559 (事案 252 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 5 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月から 46 年 3 月まで

申立期間について、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間の後、役場から年金について説明を受け、納得の上特例措置で夫が国民年金保険料を一括で納付した後、地区の A さんが集金に来ていて継続で 60 歳まで掛けた。

地域の複数の者から聴取したところ、納税組合長が国民年金保険料を徴収していたとの供述である。

昭和 41 年から 46 年の記録が無いことに納得がいかないので、年金記録の訂正を再度お願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が集金に来たとする A 氏は平成 14 年に亡くなっており、同氏の子息からも「父は納税組合等の役職を務めていた」とするものの、国民年金保険料の集金についての具体的な証言が得られない一方、婦人団体連絡協議会及び町によれば、申立期間当時、申立人の居住地区では、当該地区を担当する婦人会の班長が、年度ごとに交代して国民年金保険料の集金に当たっていたとして、申立期間中に同じ人が集金に来ていたとする申立人の主張と符合しないことから、既に当委員会の決定に基づき、20 年 11 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとの通知が行われている。

今回、申立人が申立期間に居住していた地区において、申立期間中に国民年金保険料を納付している複数の者に対し、当該地区における国民年金保険料の納付方法を照会したところ、役場に直接納付したとする者を除いて、いずれも婦人会が集金していたと供述しており、納税組合長が集金していたとする者はいなかった。

また、町では、昭和 41 年度から 53 年度の国民年金保険料の収納組織として婦人会が徴収活動を行い、その他の納付組織が同保険料の徴収活動を行ったことはないとしており、同地区において婦人会の班長をしていた経験のある者も、国民年金制度発足当時、納税組合の班長が集金していたことがあったが、昭和 40 年ごろには国民年金保険料だけ婦人会が集金するようになったと供述している。

さらに、申立人の代理人及び代理人の兄は、申立人及びその夫が国民年金保険料として初めは 100 円ずつ納付したと主張しているが、申立人及びその夫は全被保険者期間において、同保険料が 100 円であった時期は無い。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 31 日から 57 年 2 月 28 日まで

私は、昭和 53 年 10 月 26 日から 57 年 2 月 28 日まで、継続してA社に勤務したが、一部の期間、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

一緒に勤務した同僚に確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録があるという回答であった。

会社の経営が思わしくなくなり、経営者が突然会社に来なくなった後、私と同僚3人で残務整理を行ったので、申立期間に勤務していたことは間違いない。

給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間当時の同僚の供述及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は昭和 57 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在が不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の加入記録について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立期間当時勤務していた複数の同僚に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人は、昭和 53 年 10 月 26 日資格取得、55 年 12 月 31 日資格を喪失していることが確認でき、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立期間は国民年金の納付済期間であ

ることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 495

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 10 月 31 日まで

私は、昭和 52 年 4 月上旬に A 社に入社したが、入社試験の面接時、「当社は B 健康保険組合に加入しているので、あなたも入社後保険に加入させる」と言われ、4 月中に保険証をもらった記憶があるが、厚生年金保険の記録は 52 年 11 月 1 日からしか無かった。

昭和 52 年 4 月から勤務しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について A 社に照会したが、当時の関係書類が保管されておらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人から名前の挙がった同僚は、当該事業所に入社した昭和 52 年 10 月から 53 年 1 月まで厚生年金保険に加入していなかったとしており、雇用保険被保険者証も 53 年 2 月 28 日に交付されたと供述している。

さらに、当該事業所が加入している B 健康保険組合に申立人の加入記録を照会したが、同組合は、申立人は昭和 52 年 11 月 1 日に資格を取得し、53 年 8 月 1 日に資格を喪失したとしており、申立人の厚生年金保険の記録と一致している上、これらの記録は雇用保険の記録と一致していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 2 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 27 年 4 月 30 日から 28 年 4 月 1 日まで

私は昭和 26 年 4 月 2 日から 28 年 3 月 31 日まで A 社に勤務していた。26 年 4 月から 3 か月間は臨時雇用、同年 7 月から職員として採用されていたにもかかわらず、26 年 7 月 1 日から 27 年 4 月 30 日までの厚生年金保険記録しかない。

保険料控除を確認できる給与明細書等の関連資料は無いが、申立期間についても厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は昭和 43 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の加入記録について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間①については、当該事業所に勤務していた複数の同僚が、「臨時雇いで勤務していた当初の 3 か月間は厚生年金の被保険者ではなかった。」と供述している。

申立期間②については、申立人は昭和 28 年 4 月から B 社に勤務したとしているが、B 社によれば、申立人は 27 年 4 月から非常勤職員として B 社に勤務したことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、昭和 26 年 7 月 1 日資格取得、27 年 4 月 30 日資格喪失と記録されているほか申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月から 41 年 10 月まで

私は、申立期間、勤労学生で学校からの紹介を受けA社（現在は、B社C支店）で勤務したが、社会保険事務所で確認したところ、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。当時通学していたD県立E高等学校からの紹介で勤務したので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のD県立E高等学校の同級生の供述により、申立人が申立期間、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についてB社C支店に照会したが、申立期間当時の関係資料は保管されておらず不明と回答しており、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることができなかった。

また、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、臨時職員として勤務していた期間のうち、一部の期間において厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、当時通学していたD県立E高等学校の紹介により当該事業所に勤務したと供述していることから、同校に照会したところ、申立期間当時の関係資料は保存されておらず不明と回答している上、同校の関係者にも照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

加えて、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 1 日から同年 9 月 3 日まで
② 昭和 44 年 12 月 1 日から 46 年 8 月 16 日まで
③ 昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 2 月 21 日まで
④ 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 2 月 16 日まで

平成 15 年に年金記録を確認するために社会保険事務所に出向いたところ、申立期間について脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。私は当時 A 市にあった B 事業所を退職した後、昭和 48 年 3 月 * 日に結婚し、翌日には C 市に転居した。脱退手当金の手続をしたことは無く、社会保険事務所の所在も分からず、一度も行ったことは無い。受給した記憶が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 48 年 4 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 8 月 20 日から同年 12 月 15 日まで
② 昭和 47 年 3 月 1 日から 48 年 1 月 20 日まで
③ 昭和 50 年 3 月 10 日から 51 年 2 月 10 日まで

私は、申立期間①はA社B支店に、申立期間②はC社（現在は、D社）に、申立期間③はE社にそれぞれ勤務していた。間違いなく勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る申立期間①については、同社が平成 12 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主及び地区担当の部長は既に死亡しており、申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立期間当時に勤務していた同僚に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格喪失日は昭和 46 年 8 月 20 日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

加えて、申立人は申立期間のうち昭和 46 年 11 月 16 日から同年 12 月 16 日までの期間は別の事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

C社に係る申立期間②については、複数の同僚及び申立人の供述により、時期及び期間は不明であるが、申立人が同社に勤務していたことは推認される。

しかし、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についてD社に照会したところ、当時の関係書類が保管されておらず、申立内容を確認できる関連資料や

供述を得ることができなかった。

また、申立人が供述している上司は、当該事業所において被保険者としての記録が無いため、申立期間当時に勤務していた同僚に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

E社に係る申立期間③については、申立人が勤務したとするF市において厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

一方、G県内に同名の事業所が存在し、同社の被保険者名簿に申立人から供述のあった事業主名と一致する被保険者が記録されているが、当該被保険者は既に死亡しており、同社に照会したが、申立内容を確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間当時の被保険者は2人で、申立人の被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月ごろから 43 年 12 月ごろまで

私は、昭和 40 年 4 月から先輩に誘われて A 社に出稼ぎに行った。先輩には厚生年金保険の被保険者記録があるが、私の厚生年金保険の被保険者記録は無い。間違いなく勤務していたので私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立期間のうち昭和 40 年 4 月 5 日から同年 12 月 2 日までの期間及び 43 年 6 月 17 日から同年 12 月 12 日までの期間において、申立人が A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所に照会したところ、申立人に係る資料は保管していないとしており、申立期間当時の事業主及び経理担当者は既に死亡しているため申立内容を確認できる供述及び関連資料を得ることはできなかつた。

また、申立人が一緒に勤務したとする複数の同僚は申立期間、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が無い。

さらに、複数の同僚は「申立期間は 40 人ぐらい勤務していた」と供述しているところ、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の記録は無い上、申立期間中の厚生年金保険の被保険者は最大 18 人であることから、申立期間当時、当該事業所ではすべての従業員が厚生年金保険に加入しているわけではなかつたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 507

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から 60 年 5 月 1 日まで

私は昭和 59 年 4 月 1 日から平成 5 年 8 月 21 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務していたが、社会保険事務所に確認したところ申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間も間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間のうち昭和 59 年 4 月 3 日から 60 年 4 月 30 日まで A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B 社が保管している申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 60 年 5 月 1 日となっており、この記録は社会保険事務所の記録と一致している。

また、B 社が保管している申立期間のうち昭和 59 年 12 月から 60 年 4 月までの申立人の給料台帳において、事業主により申立人の当該期間の給料から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人の夫が申立期間当時加入していた C 健康保険組合は、昭和 59 年 1 月 17 日から 60 年 5 月 21 日まで申立人は申立人の夫の被扶養者であったと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 8 月から 43 年 1 月 24 日まで
② 昭和 43 年 6 月 10 日から同年 8 月 1 日まで

私は申立期間①はA社に、申立期間②はA社又はB社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①及び②については、同社は昭和 46 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、47 年 6 月 10 日に解散し、元事業主も当時の資料は保管しておらず、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

また、申立人から供述のあった同僚に照会したが、回答を得ることができず、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和 43 年 1 月 24 日、記号番号払出日は同年 2 月 5 日と記録されているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の資格取得日は同年 1 月 24 日、喪失日は同年 6 月 10 日、健康保険被保険者証の返納年月日は同年 6 月 11 日と記録されているほか、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

B社に係る申立期間②については、同社は昭和 45 年 12 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡している上、同社の合併先である事業所に照会したが、当時の資料は保管しておらず、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

また、申立人から供述のあった同僚については、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録は無く、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっている複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れは無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 5 日から同年 6 月 1 日まで

私は昭和 58 年 4 月 5 日にA社に入社したが、社会保険事務所に確認したところ厚生年金保険の資格取得日が同年 6 月 1 日となっていた。入社後すぐに厚生年金保険に加入したと思うので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管している入社日が記載された退職者の名簿により、申立期間において申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業所から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 58 年 6 月 1 日と記載されており、社会保険事務所の記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は中途採用であったと供述しているところ、当該事業所では当時の取扱いは不明としているものの、現在の厚生年金保険の取扱いについて、中途採用の場合は試用期間終了後に加入させていると回答している。

さらに、申立人と同時期に当該事業所に勤務していた同僚は、中途採用の者には数か月の試用期間があったと供述している。このことについて、昭和 58 年に厚生年金保険の資格を取得した者の入社日との関係を見ると、入社日の確認できた 10 人のうち 7 人は、入社日の約 2 か月後に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月から 39 年 10 月まで
② 昭和 42 年 4 月から同年 12 月まで

私は申立期間①はA事業所に、申立期間②はB社（現在は、C社）に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無かった。間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る申立期間①については、同事業所は昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 9 月 28 日まで厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、申立人から供述のあった元事業主の所在等を特定することができず、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

また、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人から供述のあった同僚も、申立人と同様に、当該事業所での厚生年金保険の資格取得日は昭和 38 年 8 月 1 日であり、厚生年金保険の加入期間は1か月となっている。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れは無い。

B社に係る申立期間②については、同僚の供述により、時期及び期間は特定できないものの、申立人が同事業所の現場に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用についてC社に照会したところ、「申立期間当時の労働者名簿を調べたが、申立人の名前は無く、下請け

会社の名簿にも申立人の名前は無かった。」と回答している。

また、申立人が一緒に働いたとしている複数の同僚について、当該事業所において、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間当時、申立事業所において厚生年金保険の被保険者となっている者に照会したが、申立内容を裏付ける供述を得ることはできなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れは無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。